

序章 調査研究の目的と構成

1. 調査研究の背景と目的

(1) 調査研究の背景

① 公立文化施設への評価のあり方

地域住民の芸術文化に対する意識の高まりや住民ニーズの多様化が進む中で、公立文化施設は地域づくりの拠点として地域の芸術文化の振興に大きな役割を果たしている。しかし、近年の厳しい財政状況により、公立文化施設の運営にあたっては、事業評価を導入し、施設の稼働率や集客数など、経済性、効率性の観点から数値評価を行う地方公共団体が見受けられる。

しかし、芸術文化は、人々の創造性を育み、表現力を高め、相互理解に基づく心豊かな地域づくりに資するものであり、新しい価値の創造につながるものである。それだけに、経済的な数値評価によってのみ評価を行うことは適切ではなく、公立文化施設の設置目的、理念、当該地方公共団体の芸術文化振興ビジョン等を踏まえた総合的な政策評価の実施が課題となっている。

② 公の施設への指定管理者制度の導入

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入され(平成15年9月2日施行)、株式会社やNPO法人等の民間事業者も「指定管理者」として公立文化施設の管理を代行することが可能になった。

平成18年9月1日には、従前の管理委託制度からの経過措置の期間が終了し、既に、各地で民間事業者による公立文化施設の管理が行われている。しかし、民間事業者に任せただけの場合、公立文化施設の使命、地域の芸術文化の振興拠点としての位置づけに沿った方向での運営が必ずしも担保されないことが危惧されており、指定管理者制度の望ましい活用を促進するためにも、公立文化施設の適切な政策評価を行うことが肝要である。

(2) 調査研究の目的

そこで、地方公共団体等が、地域における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりを進める上で参考となる評価指針、資料を提供するため、公立文化施設における政策評価のあり方等に関する専門的な調査研究を行う。

2. 調査研究の構成と内容

(1) 調査研究の構成

本調査研究は平成16年度から3ケ年の継続調査として実施され、①指定管理者制度の活用方策に関する留意事項のとりまとめ、②代表的な公立ホール・公立劇場の評価調査の実施、そして、③公立ホール・公立劇場に関する評価指針の作成を行った。

① 指定管理者制度の活用方策に関する留意事項のとりまとめ(平成16年度)

平成16年度調査では、全国の公立文化施設(劇場・ホール、美術館)を対象にアンケート

調査および事例調査を実施し、専門家研究会での検討を踏まえた上で、以下の3点について分析・整理を行った。

- 指定管理者制度の実施状況と課題
- 指定管理者制度の実施に関する留意事項
- 公立文化施設における政策評価の基本的な考え方

② 代表的な公立ホール・公立劇場の評価調査の実施(平成17年度)

平成17年度には、前年度にとりまとめた「公立文化施設における政策評価の基本的な考え方」に基づき、国内の8つの公立ホール・公立劇場の協力を得て、アンケート調査、グループインタビュー調査、運営データ分析などの、評価調査を実施し、公立文化施設の政策評価の指針づくりに向けた検討を行った。

評価調査の実施に協力していただいたのは、以下の8施設である。

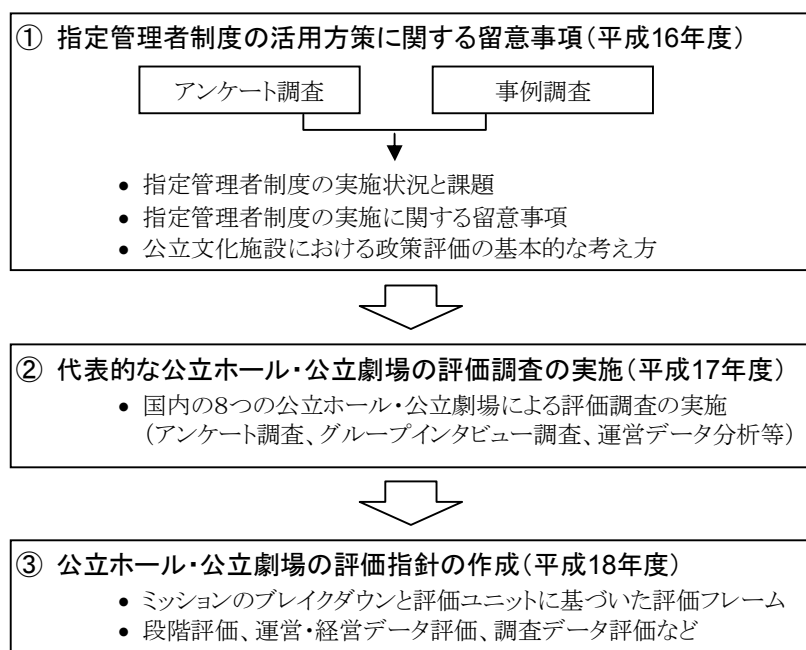
- 栃木県総合文化センター
- りゅーとぴあ 新潟市民芸術文化会館
- 小出郷文化会館
- 可児市文化創造センター
- 吹田市文化会館
- 鳥取県立県民文化会館
- 北九州芸術劇場
- 南城市文化センター(シュガーホール)

③ 公立ホール・公立劇場の評価指針の作成(平成18年度)

調査研究の3年目となる今年度は、過去2ヶ年の調査結果に基づき、公立文化施設のうち、公立ホール・公立劇場に焦点を当て、評価指針のとりまとめを行った。

なお、3ヶ年間の本調査研究のフローは下図のとおりである。

図表 調査研究のフロー



(2) 専門家研究会

本調査研究の実施に際しては、「専門家研究会」を設置し、調査手法や調査結果について専門的な観点から検討を行うとともに、調査結果の取りまとめ、評価指針についての検討を行った。

専門家研究会 委員(五十音順、敬称略)

逢坂恵理子(森美術館プログラムディレクター)

(H18年12月までは、水戸芸術館現代美術センター芸術監督)

草加叔也(空間創造研究所代表取締役)

熊倉純子(東京芸術大学音楽学部助教授)

櫻井俊幸(小出郷文化会館館長)

田邊國昭(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

中川幾郎(帝塚山大学大学院法政策研究科教授)

橋本博幸(熊本県立劇場事務局長)(平成16～17年度)

平田オリザ(劇作家、演出家、青年団代表、キラリ☆ふじみ芸術監督)

吉本光宏(ニッセイ基礎研究所芸術文化プロジェクト室長)

<オブザーバー>

芳賀克男(総務省自治行政局行政課監査制度専門官)(平成16年度)